

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利
新居浜市監査委員 伊 藤 優 子

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年4月24日から同年7月7日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

1 監査の対象及び期間

令和4年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
議会事務局・農業委員会事務局	令和5年4月24日から同年5月10日まで
消防本部・消防署	令和5年5月10日から同月31日まで
市民環境部・選挙管理委員会事務局	令和5年5月31日から同年7月7日まで

2 監査を実施した監査委員

鴻上浩宣・杉本茂利・仙波憲一・伊藤優子

〔 仙波憲一 令和5年5月1日付け退任 〕
〔 伊藤優子 令和5年5月15日付け就任 〕

3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

5 監査の結果

令和4年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

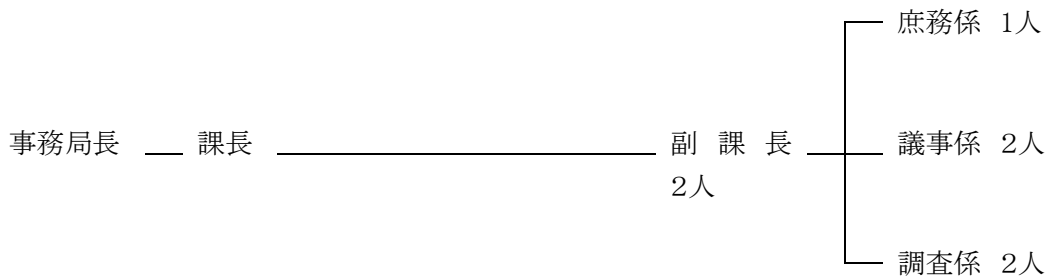
議 会 事 務 局

1 議会事務局の主な事務事業

議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

2 職員の配置状況 9人（令和5年4月1日現在）



3 議会の活動状況（令和4年度）

（1）本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	1人
6月定例会	17日	5日	3日	11人	32人
9月定例会	17日	5日	3日	10人	56人
12月定例会	17日	5日	3日	12人	147人
2月定例会	25日	5日	3日	12人	38人

(2) 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会開催日数	所管事務調査日数
企画教育委員会	9人	1年	企画部（港湾に関する事項を除く）、総務部、出納室、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	8日	1日	4日
市民福祉委員会	9人	1年	福祉部、福祉事務所、市民環境部、消防本部及び消防署の所管に属する事項	8日	1日	4日
経済建設委員会	8人	1年	経済部、建設部、上下水道局、農業委員会の所管に属する事項及び港湾に関する事項	8日	1日	4日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	開催日数	協議会開催日数	所管事務調査日数
議会運営委員会	7人	1年	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項	19日	0日	4日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付議事件	開催日数	協議会開催日数	付議事件調査（視察）日数
都市基盤整備促進特別委員会	8人	R元.6.27	(1)国道11号バイパス、県道及び都市計画道路の整備促進に関する調査 (2)企業誘致（臨海工業用地の確保を含む）に関する調査 (3)大島・荷内沖開発に関する調査 (4)総合運動公園の建設に関する調査	4日	0日	4日
防災・災害対策特別委員会	8人	R元.6.27	(1)防災対策に関する調査 (2)大規模災害時における問題調査	5日	0日	4日

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	開催 日数	協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
地方創生 特別委員 会	8 人	R元. 6. 27	(1) 総合戦略に関する調査	4 日	0 日	4 日
決算特別 委員会	2 3 人	R4. 9. 6	(1) 令和 3 年度水道事業・工業用水道 事業・公共下水道事業会計決算の 認定 (2) 令和 3 年度一般会計・特別会計歳 入歳出決算の認定	5 日	0 日	0 日
予算特別 委員会	2 4 人	R5. 3. 2	(1) 令和 5 年度一般会計・特別会計 予算 (2) 令和 5 年度水道事業・工業用水道 事業・公共下水道事業会計予算	4 日	0 日	0 日

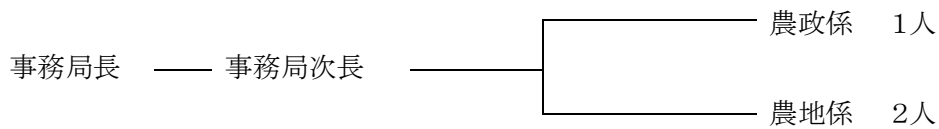
4 指摘事項 特になし

農業委員会事務局

1 農業委員会事務局の主な事務事業

- (1) 委員会の会議に関すること。
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。
- (3) 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) 農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整及び許認可事務に関すること。
- (5) 農地等の調査及び検査に関すること。

2 職員の配置状況 5人（令和5年4月1日現在）



3 農業委員会の開催状況（令和4年度）

会議名	回数	提出議案	可決	否決	保留・継続
総会	12	368	368	0	0
役員会	4	7	7	0	0
計	16	375	375	0	0

4 農地の権利移転状況（令和4年度）

区分	件数	面積 (㎡)		
		田	畑	計
所有権移転	25	25,001.00	9,825.29	34,826.29
賃貸借権移転・設定	0	0.00	0.00	0.00
使用貸借権移転・設定	4	0.00	12,527.00	12,527.00
小計	29	25,001.00	22,352.29	47,353.29
合意解約（賃貸借）	42	34,202.00	10,520.00	44,722.00
合意解約（使用貸借）	16	22,334.34	2,855.00	25,189.34
小計	58	56,536.34	13,375.00	69,911.34
合計	87	81,537.34	35,727.29	117,264.63

5 農用地利用集積事業（新農地銀行）の状況（令和4年度）

区分 年度	利 用 権 設 定（新規・再設定）									
	3年未満		3～6年未満		6～10年未満		10年以上		合 計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
平成30	11	17,385.00	73	116,137.91	1	1,990.00	1	1,074.00	86	136,586.91
令和元	11	13,159.00	95	157,885.91	0	0.00	3	6,849.00	109	177,893.91
令和2	24	38,219.00	125	174,064.94	2	1,956.00	5	7,666.00	156	221,905.94
令和3	9	10,854.00	77	111,732.00	0	0.00	1	8,061.00	87	130,647.00
令和4	14	21,367.73	67	98,306.98	9	9,185.00	1	753.00	91	129,612.71

区分 年度	年度末現在
	総面積 (㎡)
平成30	516,517.32
令和元	557,665.98
令和2	575,534.98
令和3	555,897.98
令和4	549,999.37

6 農地の転用取扱状況（令和4年度）

用途地域区分	転用区分	件数	面 積 (㎡)		
			田	畑	計
その他の区域	4条	11	2,876.00	1,678.00	4,554.00
	5条	183	90,468.00	65,350.21	155,818.21
	小計	194	93,344.00	67,028.21	160,372.21

注：4条…農地法第4条による農地の転用

5条…農地法第5条による所有権移転等を伴う農地の転用

7 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年6月7日付け）

（1）新たな担い手確保のための農地情報の強化について

意欲ある担い手確保のため農地取得の下限面積要件が廃止され、多様な新規就農に対応した農地取得情報の提供がより重要になると考える。

農地法に基づき農業委員会の農地台帳情報を公表する「eMAFF農地ナビ（農林水産省所管）」は、インターネット上での検索機能に加え貸付希望農地等が航空写真に表示されるなど、利便性が高いシステムとなっている。しかし、本市農業委員会の「貸したい希望のある農地一覧」に比べ当該農地のデータが少なく、十分に利活用できていない。

「eMAFF農地ナビ」が、新規就農者への的確な情報提供に寄与するとともに、農地集約化により効果的なシステムとなるよう、関係機関等とも連携し改善に取り組まれない。併せて、農地中間管理機構「農地バンク」との連携強化についても検討されたい。

<回答>

農業委員会のホームページに掲載している貸したい希望のある農地一覧とeMAFF農地ナビの貸したい農地一覧のデータとが現在相違していますが、eMAFF農地ナビのデータについて農業委員会のホームページのリストと整合性を合わせるように更新を行います。

また、利用意向調査の結果、所有者等から農地中間管理機構を利用したいとの申し出があった場合には、農地中間管理機構に申し出を行っており、引き続き連携を強化していきます。

（2）遊休農地の利用意向調査について

農業経営基盤強化促進法等の改正に伴い、農業委員会は目指すべき農地利用を示す「目標地図」の作成を担うことになる。「目標地図」の作成には、正確な現況地図が不可欠で、遊休農地の利用意向調査の回答率を上げることが大変重要になる。意向調査書の文面や封筒に赤色で「遊休農地の利用意向調査について」と記載している点は、封書の趣旨がより明確になり、回答率向上の工夫として評価できるが、内容に関しては、若干、単刀直入で事務的なものとなっているため、相当の関心と集中力がないと期待する対応が得られないおそれがある。

更に効果を上げるため、未耕作となっている方の立場に寄り添うような文面構成や表現について、更なる工夫配慮を検討されたい。

<回答>

通知文書の内容について、他市の文書等を参考にし、事務的な文言ではなく読み手の視点に立ち、読みやすくわかりやすい文言となるように通知文の見直しをいたします。

（3）事務の効率化及び連携強化について

農業委員会と農政担当課は、農業政策上密接な関係があるため、兼務や併任に関し周辺自治体の調査研究を行い、組織機構の見直しを検討していくとしている。この取組は鋭意継続していくとして、まずは、合同調査や会議、資料作成・配布等に関して、効率化や省力化が可能なものがないか、小さなことから積上げていくよう取り組まれない。

また、農政担当課は将来の地域農業の在り方等を定めた「地域計画」を、農業委員会はその農地利用を示す「目標地図」を作成する必要がある。作成に当たっては、県、市、農業者、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等との協議が必要であり、関係部局との連携を強化し体制整備に取り組まれない。

<回答>

地域計画を令和6年度中には策定する必要があるとあり、令和5年度から本格的に地域計画の策定作業に取り組んでいくこととしていますが、その策定作業において、農業委員会と農政担当課が協力しながら調査、資料作成などを行います。

協力しながら作業を進めることによって、昨年度以上にお互いの業務内容を把握することに寄与することとなると思われるため、地域計画以外の事務においても効率化や省略化が図れる事務がないかを検討していきます。

また、地域計画の作成には、各種団体等の協力が必要不可欠ですので、県、市、農業委員会、農業協同組合等と毎月、協議の場を設けており、その場においても進捗状況等を共有し、関係を強化しながら策定作業を進めていきます。

消防本部・消防署

1 消防本部・消防署の主な事務事業

(1) 消防総務課

- ア 消防行政の総合企画に関する事。
- イ 財産管理に関する事。
- ウ 消防統計に関する事。
- エ 消防団事務に関する事。

(2) 警防課

- ア 警防計画に関する事。
- イ 消防法令（火災予防関係及び危険物規制関係を除く。）の執行に関する事。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関する事。
- エ 災害現場活動の調査に関する事。
- オ 救急及び救助の統制に関する事。
- カ 消防地水利の整備に関する事。
- キ 消防用資機材の整備及び管理に関する事。
- ク 消防用車両の登録及び検査に関する事。
- ケ 消防団員の教養訓練に関する事。
- コ 水防に関する事。

(3) 予防課

- ア 予防業務の総合企画に関する事。
- イ 消防法令の危険物規制に関する事。
- ウ 石油コンビナート等災害防止法（訓練指導に関する事を除く。）の執行に関する事。
- エ 消防用設備の設置指導及び統制に関する事。
- オ 火災の原因及び損害の調査報告に関する事。
- カ 火災等の証明に関する事。
- キ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関する事。
- ク 高圧ガス保安法の執行に関する事。

(4) 通信指令課

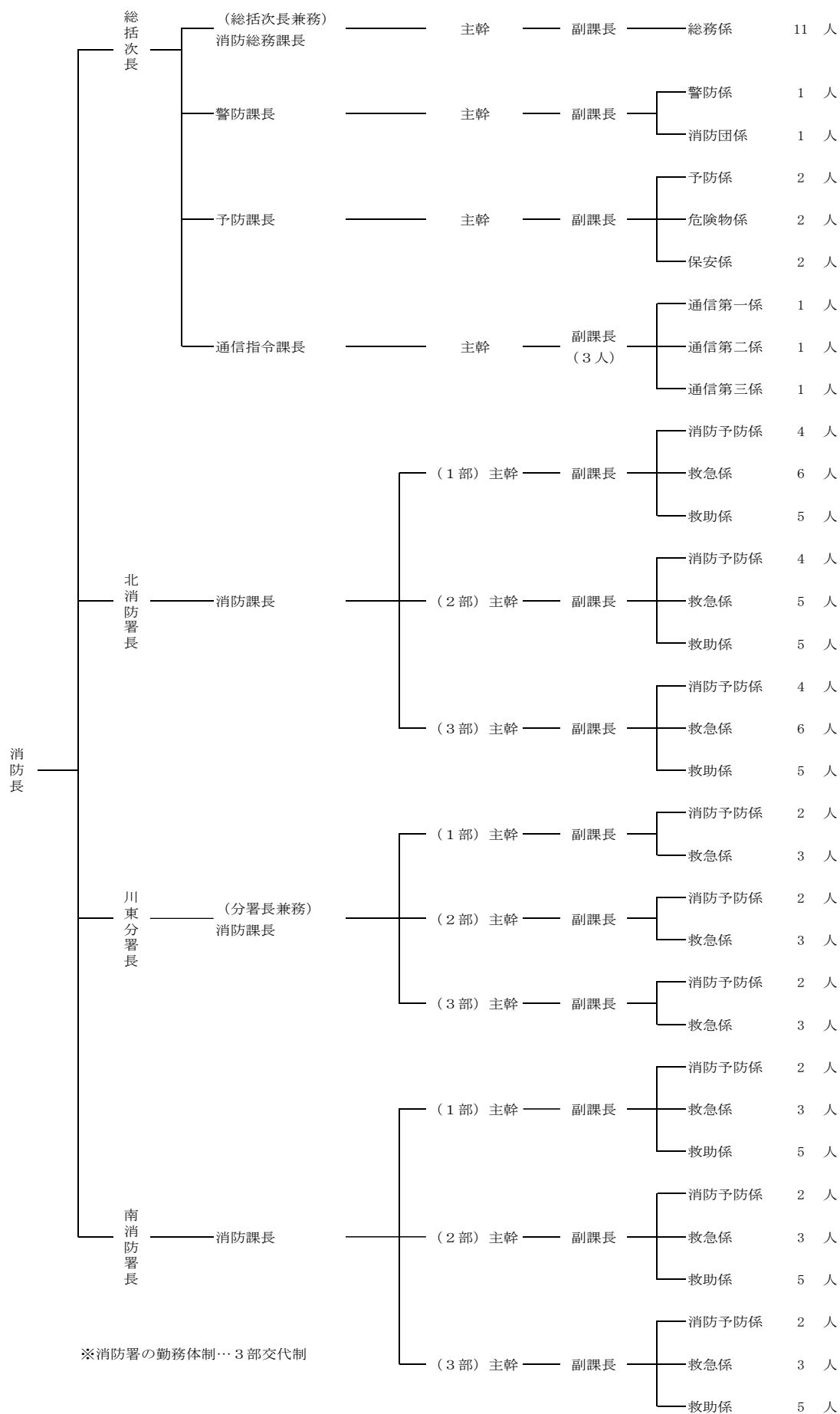
- ア 消防通信の運用統制に関する事。
- イ 通信施設の統轄管理に関する事。
- ウ 消防救急業務の指令及び誘導に関する事。
- エ 消防情報及び気象情報の集発に関する事。
- オ 無線通信の統轄に関する事。

(5) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防御に関する事。
- イ 救急救助業務に関する事。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関する事。

- エ 自衛消防隊の訓練指導に関すること。
- オ 水防活動に関すること。

2 職員の配置状況 149人（令和5年4月1日現在） ※派遣を除く。



3 令和4年度に実施した主な事業

(1) 消防分団詰所整備事業

大規模災害時における地域の活動拠点施設として、また地域防災力向上を図るために、消防分団詰所の整備・改修を行い、消防団員が安全・確実・迅速な対応ができるよう施設の管理を行った。災害発生時における消防団の初動体制の迅速化や、災害による被害軽減を図るとともに、地域防災力の向上や消防団員の処遇改善を図ることができた。

<事業費> 26,922,500円
 【内訳】市 債 20,100,000円
 一般財源 6,822,500円

<工事内容等>

大規模改修、シャワー設置、空調設備改修工事（垣生分団）

(2) 消防自動車整備事業

複雑多様化する災害に対処するためには、消防自動車等の計画的な更新、機能の向上及び維持を図ることが必要であるため、救急自動車を最新鋭のものに更新し、安全・確実・迅速に災害対応を実施することができた。

<事業費> 38,165,660円
 【内訳】市 債 18,300,000円
 国庫補助金 14,572,000円
 一般財源 5,293,660円

<更新車両等> 災害対応特殊救急自動車（北消防署）1台

4 令和4年中に発生した火災の状況

(単位：件、千円)

月別	件数	損害額	月別	件数	損害額
1	4	3,648	7	0	0
2	2	764	8	6	2,989
3	4	5,395	9	5	2,706
4	2	172	10	1	0
5	5	30	11	2	19,110
6	3	2,704	12	2	29,804
			計	36	67,322

5 令和4年中事故種別救急出動の状況

(単位：件、人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
出動件数	6	0	1	441	38	23	988	18	46	4,077	621	6,259
搬送人員	5	0	1	426	38	23	938	12	36	3,796	562	5,837

6 指摘事項及び回答内容 (回答は令和5年6月16日付け)

(1) 時間外勤務について

時間外勤務命令書の一部について、勤務命令時間及び勤務実績時間の記入誤りによる支給額の不足が生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

(北消防署消防課)

<回答>

時間外勤務命令書のうち、勤務命令時間及び勤務実績時間の記入誤りにつきましては、訂正いたしました。また、それに伴う支給額の不足につきましては、6月7日付けで人事課へ修正報告を提出し、支給手続きを行いました。

今後は、管理職を中心に、職員全員でチェックするなど更なるチェック体制を強化することで、適正な事務処理を行います。

(2) 消防団員出動報酬の実態に適した運用について

消防団員の処遇改善を図るため、令和4年4月に消防団員の給与、服務等に関する新条例が施行され、出動報酬についても、災害、警戒、訓練の3区分に「上記以外の出動」を加え、各分団からの電子データによる正確かつ細分化された出動報告と報酬計算への反映等、統一的な運用及び事務の省力化に取り組まれている。

昨今の大規模災害への懸念や自治会等自主防災組織の重要性を鑑みると、平時の消防団活動は従来の火災予防や検査等に加え、自主防災組織等に対する訓練指導をはじめ果たす役割は今後も多様化するものと考えられ、出動報酬の「上記以外の出動」についても実態に即した出動形態に適宜対応していく必要がある。

消防団の効果的かつ活発な活動に資するよう、「上記以外の出動」区分についてより明確で具体的な取扱いを検討されたい。

(消防総務課)

<回答>

「上記以外で出動した場合」の区分につきましては、支給項目及び支給回数を取扱いが不明確でありましたことから、多様化する消防団活動の実態に即した取扱いができるように、支給項目を決定し、その項目毎の支給回数を明確にするよう市長決裁により取り決めました。

(3) 迅速な現場指揮体制の確立について

災害現場における指揮者活動方針を迅速確実に伝達し、最適な組織活動を行うため、指揮者を補助する指揮隊の活用が有効であるとして、現場指揮訓練や警防活動要領（指揮編）の作成及び指揮隊活動の共有化に取り組んでいる。一方、消防力整備指針に対して、消防自動車等では100%の現勢であるものの、人員では7割程度となっている。計画的に増員に取り組んでいるものの、現状では、災害現場の指揮能力を高め効率運用を行うことで対応している。このことから、現場指揮体制の確立は、将来の最適形を目指す取組ということだけでなく、喫緊の課題と言える。より着実に迅速に取り組まれない。

(警防課)

<回答>

災害現場における指揮体制の確立につきましては、消防本部といたしましても喫緊の課題として捉えております。

このことから、警防課及び消防署合同での指揮シミュレーション訓練や実現場を想定した指揮訓練を実施し、現場指揮で重要となる災害状況の把握及び活動方針を迅速・確実に決定し、現場活動隊に伝達することにより、効果・効率的な災害対応を図ってまいります。

また、指揮体制を確立するうえでの骨子となる警防活動要領（指揮編）の整備を早期に図ってまいります。

市民環境部

1 市民環境部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ コミュニティの振興に関する事。
- ウ ボランティア及び民間非営利団体に関する事。
- エ 自治会に関する事。
- オ 協働の推進に関する事。
- カ 国際化に関する事。

(2) 危機管理課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 水防計画に関する事。
- エ 災害対策本部に関する事。
- オ 自主防災組織に関する事。
- カ 国民保護計画に関する事。
- キ 国土強靱化地域計画に関する事。
- ク 防災訓練、防災情報に関する事。
- ケ 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- コ 安全面における地域ネットワークづくりに関する事。
- サ 防災センターに関する事。
- シ 交通安全思想の普及に関する事。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。

(4) 男女参画・市民相談課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。
- キ 計量に関する事。
- ク 市民相談に関する事。
- ケ 消費生活センターに関する事。

(5) 市民課

- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 個人番号カードの交付に関する事。
- ウ 公的個人認証サービスに関する事。
- エ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- オ 人口動態の調査に関する事。
- カ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。
- キ 川東支所及び上部支所に関する事。
- ク 住居表示に関する事。
- ケ 国民年金に関する事。
- コ 船員法の事務に関する事。
- サ 市税に係る諸証明の発行に関する事。
- シ 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関する事。

(6) 環境エネルギー局 カーボンニュートラル推進室

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地球温暖化対策の推進に関する事。
- ウ 再生可能エネルギー等の普及及び導入促進に関する事。
- エ 環境に関する審議会等の運営に関する事。
- オ 市民環境活動の促進に関する事。
- カ 環境マネジメントシステムに関する事。

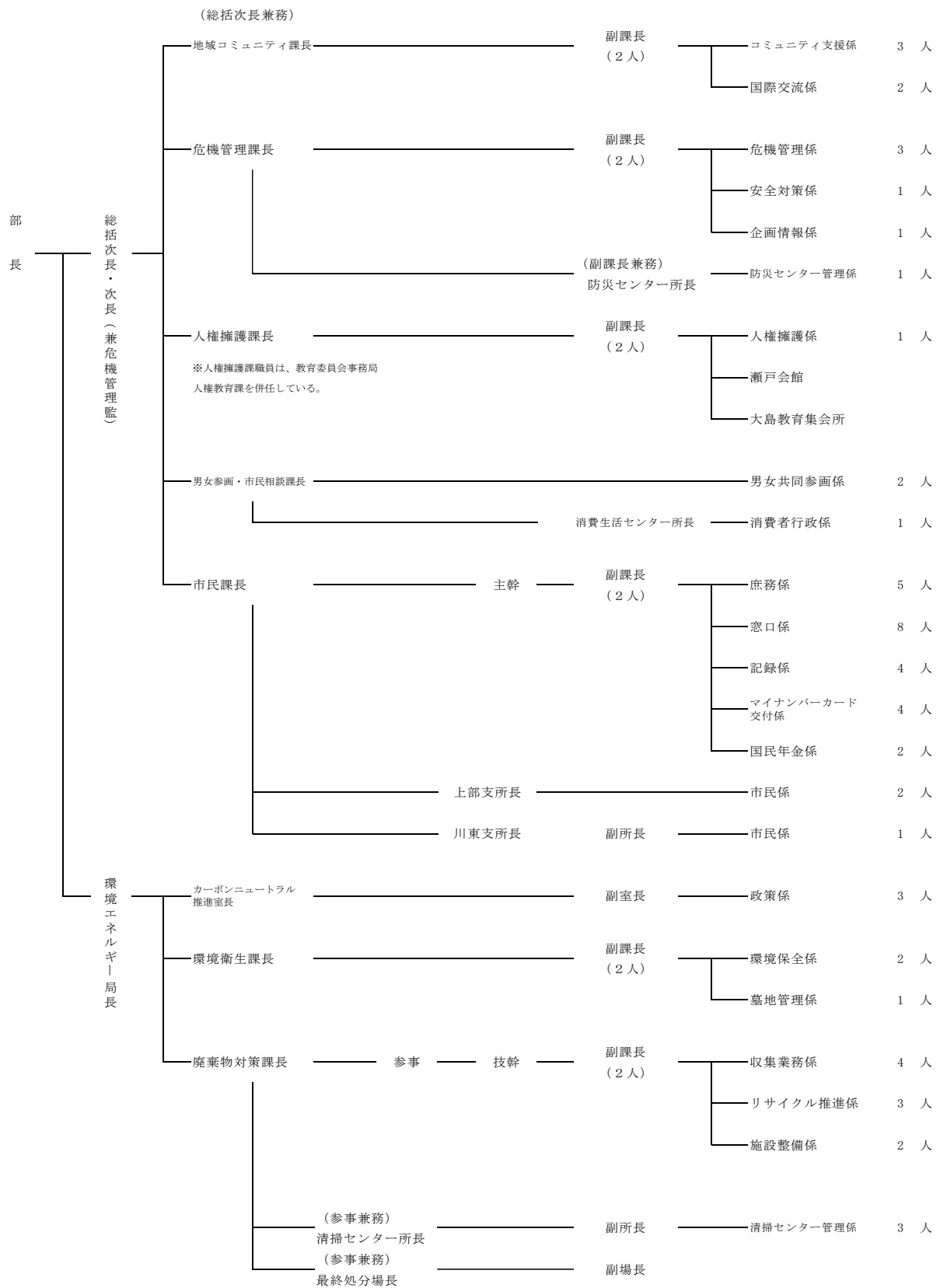
(7) 環境エネルギー局 環境衛生課

- ア 生活環境の保全及び指導に関する事。
- イ 墓地に関する事。
- ウ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関する事。
- エ 犬又は猫の引取り及び引取申出書の受付に関する事。
- オ 公営葬儀及び火葬場に関する事。

(8) 環境エネルギー局 廃棄物対策課

- ア 一般廃棄物処理計画に関する事。
- イ ごみの分別収集に関する事。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関する事。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可及び指導監督に関する事。
- オ まち美化の推進に関する事。
- カ 不法投棄物（陸上）の処理に関する事。
- キ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関する事。
- ク 犬猫等の死体処理に関する事。
- ケ し尿の収集に関する事。
- コ 浄化槽設置整備事業補助金に関する事。
- サ 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関する事。
- シ 一般廃棄物処理施設の整備に関する事。
- ス 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事。
- セ し尿及び浄化槽汚泥の共同処理に関する事。

2 職員の配置状況 92人（令和5年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 令和4年度に実施した主な事業

(1) 地域づくり促進事業

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区、中萩校区において、令和3年度及び令和4年度の2年間で協議会型地域運営組織モデル事業を実施し、「地域まちづくり計画」の策定作業を行い、令和4年度末には2校区において新たな地域運営組織が設立された。これにより、地域づくりの醸成と地域内の様々な団体が連携協力して地域課題の解決に向けて取り組む体制を整えることができた。

<事業費> 1,457,462円

(2) 地区防災計画の作成促進

地域コミュニティにおける共助による防災活動推進のため、市町村内の一定の地区の居住者が行う自発的な防災活動に関するものを取りまとめる「地区防災計画」について、市内18校区(地区)のうち、未作成だった10組織において策定が完了し、地域防災力の向上や地域コミュニティの活性化に大きく寄与することができた。

(3) 男女共同参画推進事業

新居浜市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会づくりに全市民的、全庁的に取り組む総合調整、調査研究及び男女平等の意識啓発を促進するため、男女共同参画推進週間(8月1～7日)の実施、市政だより(7月号・8月号)への掲載、新居浜市女性活躍等推進事業所の認証等を行った。

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図り、また男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めることができた。

<事業費> 237,341円

(4) 省エネ・新エネ設備導入支援事業

ZEH、家庭用蓄電池を導入した者に対し補助金を交付することにより、地球環境への負荷が少ない低炭素社会の実現に寄与するとともに、環境保全意識の高揚を図ることができた。

<事業費> 5,400,000円 (ZEH8件、蓄電池38件)

(5) 電動アシスト自転車購入支援事業

電動アシスト自転車を購入した者に対し補助金を交付することにより、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化対策の推進及び高齢者ドライバーの免許返納促進を図ることができた。

<事業費> 2,400,000円 (免許返納者61件、その他118件)

(6) 新居浜市斎場施設整備事業

待合棟大規模改修工事を行い、バリアフリー化への対応等利便性の向上が図られた。

<事業費>	待合棟大規模改修工事	103,882,000円(繰越分)
	【内訳】	
	建築工事	57,640,000円
	電気工事	17,462,000円
	機械工事	28,780,000円

(7) ごみ収集事業

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するため、生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん（色別）、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により23,440tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1,470tを直接資源化し、容器包装プラスチック1,003t、ペットボトル228t、びん・缶、有害ごみ882t等の資源ごみを清掃センターに搬入し、中間処理による資源化の推進を図った。

<事業費> 290,164,434円

【内訳】

可燃ごみ収集業務委託	136,616,040円
びん・缶・有害ごみ収集業務委託	47,368,200円
古紙類収集業務委託	36,298,185円
プラスチック製容器包装収集業務委託	24,686,508円
ペットボトル収集業務委託	12,955,800円
不燃物・布類収集業務委託	16,467,000円
別子山地区ごみ収集業務委託	8,118,000円
大島地区ごみ収集業務委託	6,215,000円
缶収集用網袋等消耗品等	1,439,701円

(8) ごみ一部有料化推進事業

持続可能なごみ処理を確保するため、直接搬入ごみ及び大型ごみ戸別収集の有料化を令和4年10月から開始し、インセンティブによるごみの減量を図ることができた。

○令和4年10月～令和5年3月の実績及び前年度同時期の比較

一般家庭直接搬入台数	13,684台	(前年50,568台)	73%減
一般家庭直接搬入量	901t	(前年2,462t)	64%減
大型ごみ申込件数	1,884件	(前年7,340件)	75%減
一般家庭定期収集ごみ量	11,235t	(前年11,516t)	3%減

<事業費> 15,015,492円

(9) 清掃センター施設整備事業

プラント内各設備の定期点検整備（法定、自主）、定期補修及び建築・建築設備の整備を実施し、施設の機能低下及び不具合を未然に防止するとともに、施設の適正な維持管理ができるよう、廃棄物処理施設の長期整備計画の推進を図り、適正で安定的なごみ処理を行うことができた。

<工事請負費> 375,314,730円（繰越分2,351,250円を含む。）

（令和4年度清掃センター定期点検整備工事 他）

(10) ごみ処理広域化推進事業

「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画」で区分けされている西条ブロック（新居浜市、西条市、四国中央市）の地域特性を活かし、一体的に持続可能な廃棄物適正処理を図るため、焼却施設と粗大ごみ処理施設の集約化方針及び中継施設の整備方針として合計15パターンについて、計画処理量、施設規模、マテリアルフロー及びライフサイクルコストの観点から比較検討を行い、調査報告書を作成した。

<事業費> 5,904,000円

4 使用料、手数料の調定収入状況

ア 一般会計

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	39,308	39,308	0
女性総合センター使用料	1,471,866	1,471,866	0
自動販売機設置使用料等 (女性総合センター)	52,946	52,946	0
戸籍謄(抄)本手数料	18,688,300	18,688,300	0
住民基本台帳手数料	15,699,000	15,699,000	0
印鑑証明手数料	7,855,800	7,855,800	0
印鑑登録手数料	894,900	894,900	0
その他証明手数料	450,300	450,300	0
自動車臨時運行許可手数料	180,000	180,000	0
船員手数料	63,050	63,050	0
計量検査手数料	139,930	139,930	0
葬祭施設使用料	1,709,680	1,709,680	0
葬具使用料	2,977,360	2,977,360	0
墓地使用料	4,389,000	4,389,000	0
自動販売機等設置使用料 (斎場)	183,479	183,479	0
畜犬登録手数料	4,043,920	4,043,920	0
ごみ処理手数料(廃棄物対策課) 一般廃棄物処理業許可申請手数料	320,000	320,000	0
ごみ処理手数料(廃棄物対策課) 一般廃棄物処理手数料	14,519,020	14,519,020	0
し尿処理手数料	3,847,074	3,815,460	31,614
ごみ処理手数料 (清掃センター・最終処分場)	127,236,800	127,236,800	0
自動販売機設置使用料 (清掃センター)	205,955	205,955	0

イ 特別会計

(単位：円)

	区 分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
平尾 墓園	墓園使用料	13,001,500	13,001,500	0	0
	管理手数料	7,525,140	7,312,720	0	212,420

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年8月10日付け）

（1）新居浜市斎場売店施設に係る共益金の請求について

新居浜市斎場待合棟大規模改修工事により売店施設使用ができなくなった期間に応じ、電気代、水道代、施設使用料をそれぞれ1か月分減額した上で共益金を事業者に請求しているが、計算式の誤り等により使用料収入は過少となっている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（環境衛生課）

<回答>

指摘の件については、請求事務処理を完了いたしました。今後は、請求事務処理に際しましては計算式や納入通知書等関係書類の点検確認体制を強化いたします。

（2）施設の使用に係る電気代について

磯浦最終処分場跡地内施設の使用に係る電気代について、令和4年9月分の使用電力量の算出に誤りがあり、電気代の過少請求が生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（廃棄物対策課）

<回答>

請求額の過誤による差額は、納入者に請求いたします。今後はこのようなことがないようにチェック体制を強化します。

（3）業務委託契約について

清掃センター清掃業務委託契約について、仕様書ではガラス清掃B（外側及び内側高所）は年1回実施とされているが、報告書に記載がなく、清掃業務が実施されていなかった。清掃が実施されていない部分の委託料については、受託者と協議の上、改められたい。報告書を受理する際には、必要な業務が実施されているかなど、内容を十分確認し、適正な事務処理をされたい。

（廃棄物対策課（清掃センター））

<回答>

実施されていなかったガラス清掃B（外側及び内側高所）分の委託料については、返還請求いたします。今後は、契約時に年間計画表を提出させ、年間計画表と照らし合わせながら業務の進捗状況を確認するとともに、報告書に実施状況が確認できるよう写真等の記録を添付して提出させることとします。

（4）再エネ設備等導入事業について

再エネ設備等導入事業では、ワクリエ新居浜のほか、惣開・宮西小学校、西・北中学校の4校校舎に太陽光発電設備等を設置し実証事業を進めている。市は事業者と20年間の物件使用と発電された電気の購入契約を締結しており、原則、中途解約も禁止されている。しかしながら、4校のうち宮西小学校、西・北中学校の3校は、令和5年公表の「新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画」では適正化検討対象校に位置づけられ、今後、具体的な統廃合や他施設との複合化等を検討する際に支障となる可能性がある。

本事業に着手した令和3年当時は具体的な適正化検討対象校が示されていなかった事情はあるものの、今後、太陽光発電設置等の同種事業の実施に当たっては、対象施設や設置校舎

等の選定には施設の耐用年数のほか、学校施設適正化計画や公共施設再編計画等の関連する計画との整合性を十分に考慮のうえ検討されたい。

(カーボンニュートラル推進室)

<回答>

現在、環境省の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の採択を受け、令和6年度から公共施設への再エネ設備導入を計画していますが、施設所管課に統廃合や大規模修繕等の計画を確認しながら準備を進めています。

今後におきましても、太陽光発電設備の導入の際には、「新居浜市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本計画」をはじめ公共施設再編計画等関連計画との整合性を図り、施設所管課や総合政策課などの関係課と十分に協議調整をいたします。

(5) 自治会加入率低下対応について

地域の状況として、人口減少、高齢化、連帯意識の希薄化傾向などが見られ、自治会加入率の低下、行事参加者の固定化、役員の後継者不足等が生じてきている。これらの状況に対して、自治会行事や行政からの依頼事項の見直しなど役員の負担軽減が図られようとしているが、有効な解決策にはなっていない。自治会加入率の低下は、当市だけの問題ではなく、他市にも共通する課題となっている。他市の取組を調査・研究し、更なる対応策がないか検討されたい。

(地域コミュニティ課)

<回答>

現在、市連合自治会自治会加入促進小委員会において対応策を検討しており、令和5年度は住宅関連業界と自治会加入促進に関する協定の締結を目指し、加入促進を図ることを検討しています。引き続き、市連合自治会と連携して他市の取組事例等を参考に、更なる対応策について調査・研究を行ってまいります。

選挙管理委員会事務局

1 選挙管理委員会事務局の主な事務事業

- (1) 選挙管理委員会の開催及び庶務に関すること。
- (2) 選挙常時啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (4) 不在者投票に関すること。
- (5) 選挙の執行に関すること。

2 職員の配置状況 4人 (令和5年4月1日現在)

(総務部次長及び総務課長兼務)

事務局長 _____ 事務局次長 _____ 選挙管理係 2人

3 令和4年度に実施した主な事業

(1) 参議院議員通常選挙

令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙の適正な管理執行

当日有権者数 97,688人

投票者数及び投票率

(選挙区) 47,646人 48.77%

(比例代表) 47,638人 48.77%

<事業費> 32,385,105円

(2) 愛媛県知事選挙

令和4年11月20日執行の愛媛県知事選挙の適正な管理執行

当日有権者数 96,708人

投票者数及び投票率

28,975人 29.96%

<事業費> 25,370,241円

(3) 明るい選挙啓発ポスター・習字作品募集事業

明るい選挙啓発ポスター・習字作品の募集を市内小学校・中学校・高等学校の児童・生徒へ学校を通じて依頼し、その中から入選作品(60点)を、あかがねミュージアムアート工房展示スペースに展示するとともに、市ホームページへの掲載を行った。

4 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年7月19日付け）

（1）投票率向上対策について

投票環境の向上として、土足化やバリアフリー化、更にタクシーによる移動支援を行っている。また、期日前投票所のより効果的な場所での開設や、マルチタスク車両の商業施設での開設も検討している。これらに加えて、投票意識の醸成として、高校生への啓発や若年期における意識付けも有効と考えられる。既に子供向けの模擬投票イベントや選挙スタンプラリーなどが行われている。親に同伴して実際の選挙を体験することが、将来に向けて投票率向上へ寄与すると考えられるため、その機会が更に増える取組の充実拡大について検討されたい。

<回答>

投票率の向上対策については、有権者自身が政治参加や選挙を身近なものとして捉えることが投票率向上につながっていくものであると考えられるため、長い目で見た取組が重要であると認識しております。今後は、従来の高校等での講座や親子を対象にした模擬投票等の啓発に加えて、子どもにターゲットを絞った取組の実施を検討してまいります。

また、投票環境向上につながる新たな支援策等についても検討いたします。